

＜文部科学省令で定める最低単位数について＞

特例を適用しない
場合の要件

本特例に
おける要件
(一種、二種
共通)

取得可能な免許状の種類		一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)		
教養 科目	〔日本国憲法※〕、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作	8	8	—(※)	
教科に関する科目		6	4	—	
教職に 関する 科目	教職の意義 等に関する 科目	2	2	2	
	進路選択に資する各種機会の提供等			—	
	教育の基礎 理論に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			—
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	4	—
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			2(※)	
	教育課程 及び指導法 に関する科 目	教育課程の意義及び編成の方法			1
		保育内容の指導法	18	12	2
	生徒指導、 教育相談 及び進路指 導等に関する 科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		幼児理解の理論及び方法			1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な理解を含む。)の理論及び方法	2	2	—	
教育実習	5	5	—		
教職実践演習	2	2	—		
教科又は教職に関する科目		10	0	—	
合計単位数		59	39	8	

※「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。